河川の自由使用等に係る 安全対策に関する検討会(第7回)議事要旨

- 1. 平成23年7月27日、第7回検討会が開催され、事務局から「中間とりまとめについて」、「昨年度検討会での各委員指摘事項を踏まえた河川管理の実態等についての論点」及び「今年度の討議内容(案)及び討議スケジュール(案)について」の説明を行った。
- 2. 説明後の質疑応答において、委員から以下の意見があった。
- 河川巡視は、空間方向は連続的にカバーできるが、時間方向は瞬間しか カバーできない。一方、河川に設置されている監視カメラは、一定の地点 ではあるが時間方向は連続的にカバーできるので、河川巡視を補う機能と して監視カメラを有効活用してはどうか。
- 親水施設において、一般の方が利用している状況をカメラで映す場合には、カメラを設置して映していることを事前に知らせるなど、個人情報の保護とのバランスに配慮する必要がある。監視カメラで映した映像についても、例えば、個人が識別できない状態にして、情報共有し活用する方法もあるかもしれない。
- 親水施設に係る判例では、親水施設の設置によって人を招き寄せたことや、河川工事によって水深を変えたことで河川管理者が危険を作り出したととられ、管理瑕疵が認められる事例が多いと思われる。例えば、河川工事を行った後に、危険性をチェックするシステムを河川砂防技術基準に盛り込んではどうか。
- ホームページ等に寄せられた意見や要望の整理・蓄積・活用・共有について、組織的に行うシステムづくりが必要である。
- 事故の発生原因となる事象を発見した後に、河川管理者がどのような措置をとるかが一番重要であるため、事故の発生原因となる事象を発見した 後の措置に関する指針の策定について、検討事項とすべきか否かは、本検 討会における今後の課題であると考える。
- 事実上自由使用として開放されている河川管理用通路については、河川 管理者が積極的に安全確保に乗り出すと、積極的に自由使用に供している と利用者に捉えられることもあるかもしれない。また、河川の自由使用は、 堤防の散策、河川敷でのバーベキューからモトクロスの走行など形態が多

種多様であるため、河川管理者として安全性を確保できる水準を定め、その水準を超える部分は、例えば立入禁止という措置を行うなど、河川管理者として対応できる部分とできない部分を明確化していく必要があると思われる。

- 河川管理者が自ら設置した遊歩道や親水施設においては、日常や休日にどのような利用がされているのか把握し、危険な状況や利用のされ方を見つけることも巡視において必要なことである。土日、特に親水施設を利用することの多い夏場の巡視が必要であることについても、マニュアルに規定する必要があると思われる。
- 目的別巡視について、具体的にどのような場合に、どのような場所、目 的で行う必要があるのか、ある程度明確化しておく必要があると思われる。
- 河川利用者からの要望に的確に対応するためのマニュアル化も必要である。巡視について、予算や人員の制約により常に行うことができないのであれば、利用者に情報提供を求め、その情報に対応するマニュアルを整備すれば、予算や人員の制約がある中でも情報収集が可能ではないか。
- 河川管理におけるリスクマネジメント等を検討するにあたり、国直轄河川と都道府県管理河川では河川管理に割ける予算・人員の制約が大きく異なるので、都道府県管理河川を基準にした方がよいのではないか。
- 親水施設が非常に多い大河川では、都道府県管理河川よりもう少し高い 基準とするなど、何段階かに分けて基準を考えてはどうか。

(以 上)